

【Q 親族その他特殊関係者の範囲】

Q 定款準則第5条第4項に「役員の選任に当っては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち 名を超えて含まれてはならない」との規定があるが、親族その他特殊の関係がある者とはどのような者が教えてください。

A

社会福祉法人審査基準に「租税特別措置法施行令第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいう」とされています。

その内容は、

当該役員と親族関係にある者

ア 六親等内の血族

イ 配偶者

ウ 三親等内の姻族

当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で、当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

上記 又は に掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者

当該親族関係を有する役員等及び上記 から までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（以下「会社役員」という）又は使用人である者

ア 当該役員が会社役員となっている他の法人

イ 当該役員及び から までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係にある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人